

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
と国立大学法人和歌山大学との業務  
連携に係る覚書

2008.07.08

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構近畿支部  
国立大学法人  
和歌山大学

# 独立行政法人中小企業基盤整備機構と国立大学法人和歌山大学との業務連携に係る覚書

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）は、「公開講座」及び「中小企業経営研究会（仮称）」（以下、「公開講座等」という。）の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が連携して、地域中小企業における人材育成に対する支援の充実を図ることを目的とする。

## （連携内容）

第2条 甲及び乙は、地域中小企業の人材育成を目的とした公開講座等を連携して開催する。

2 公開講座等の具体的な内容については、甲乙間において協議の上、別途決定する。

3 甲及び乙は、連携に当たり、双方の関係規程、関係法令等を遵守するものとする。

## （甲の役割）

第3条 甲は、連携に当たり、中小企業支援機関としての実践的な知識、経験、ノウハウを必要とする事項について担当する。

## （乙の役割）

第4条 乙は、連携に当たり、大学として保有する学問的、専門的な知識、経験、ノウハウを必要とする事項について担当する。

## （業務分担）

第5条 甲及び乙は、公開講座等を開催するに当たっては、甲乙間において協議の上、以下の業務を分担することとする。

- 一 公開講座等の企画
- 二 公開講座等の周知・対象者の募集・運営
- 三 講師の推薦、決定、派遣等の調整
- 四 会場、視聴覚機器等の設営等
- 五 その他前各号に付帯する業務

## （経費負担）

第6条 講師に関する謝金及び旅費は、甲が、甲の規程に基づきこれを負担する。

2 他の経費については、甲乙間において協議の上、別途定めることとする。

(連絡協議)

第7条 甲及び乙は、事業の円滑な連携のための連絡協議の場を設ける。

- 2 連絡協議は、甲並びに乙の担当者からなる連携事務局を設置し必要に応じて開催する。  
なお、連携事務局は、開催結果を、甲並びに乙の責任者に報告するものとする。

(有効期間及び実施期間)

第8条 本覚書の有効期間並びに業務連携の実施期間は、本覚書の締結日から2009年3月31日までとする。

- 2 期間満了後の扱いについては、甲乙間において事前に協議し、決定する。

(疑義協議)

第9条 甲及び乙は、本覚書に定める条項の解釈に疑義を生じ、又は本覚書に定めない事態が発生した場合には、信義をもって誠実に協議し、解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙の双方が記名押印の上、各1通を保持するものとする。

2008年7月8日

甲 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31

大阪OMMビル11階

独立行政法人中小企業基盤整備機構

近畿支部長

衣瀬 邦明



乙 和歌山市栄谷930

国立大学法人和歌山大学

学 長

～用

